

「(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例」の制定に向けた取組の進捗状況について

杉並区基本構想の子ども分野の目標である「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けて、杉並区における子どもの権利擁護をより一層推進していくため、「(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例」の制定に向けた取組を進めることを第 1 回会議でお知らせしたところですが、現在までの取組状況について下記のとおりご報告いたします。

記

1. 杉並区子どもの権利擁護に関する審議会

杉並区の子どもの権利の擁護に係る施策に関し必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として設置しました。審議会は区長の諮問に応じて、杉並区の子どもの権利の擁護に係る施策に関して必要な事項について調査審議の上、答申（令和 6 年 6 月末を予定）を行います。

- (1) 設置根拠 「杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例」(令和 5 年 6 月 19 日条例第 21 号)
- (2) 委員構成 区民委員 5 名、教育、福祉等に関する団体の関係者 7 名、学識経験者 2 名の計 14 名（裏面のとおり）
- (3) 開催状況 第 1 回 令和 5 年 8 月 28 日 (月)
・委員委嘱、審議事項諮問、審議会運営及びスケジュールの確認、
検討用基礎資料の提供、区が着手・実施した子どもからの意見聴取の取組について
- 第 2 回 令和 5 年 9 月 28 日 (木)
・検討用基礎資料の追加、条例のかたちについて、子どもからの意見聴取の取組・内容について
- 以降、令和 5 年度中に第 5 回まで令和 6 年 6 月末までに第 7 回まで開催予定

2. 子どもからの意見聴取の取組について

条例の制定に向けた検討を行うに当たっては、子どもたちの思いや考えを聴きながら進めていくこととしており、子どもの権利擁護に関する審議会の開始前から意見聴取の取組に着手・実施しました。今後も多くの子どもたちの声を聴くことができるよう、審議会における議論を踏まえ対象者や手法の検討を行いながら実施してまいります。

○実施状況 別紙資料のとおり

3. 今後の主なスケジュール

- 令和 6 年 6 月 審議会答申
9 月 令和 6 年第 3 回定例会に条例骨子案を報告
10 月 区民等の意見提出手続
令和 7 年 2 月 令和 7 年第 1 回定例会に条例案を提出
4 月 条例施行

○杉並区子どもの権利擁護に関する審議会委員名簿

	構成分野	氏名	所属団体等
1	区民	高木 功雄	公 募
2		谷村 一成	公 募
3		田村 恵子	公 募
4		増田 亜子	公 募
5		向井 温夏	公 募
6	教育、福祉等に 関する団体の関係者	曾山 恵理子	杉並区立小学校 PTA 連合協議会
7		板垣 幸絵	杉並区立中学校 PTA 協議会
8		佐野 篤	杉並区立小学校長会 副会長 (杉並区立桃井第五小学校 校長)
9		横田 和長	杉並区立中学校長会 副会長 (杉並区立富士見丘中学校 校長)
10		岡野 陽子	杉並区民生委員児童委員協議会 和田堀地区主任児童委員
11		横山 正	東京人権擁護委員協議会 杉並地区委員会代表
12		若松 弘樹	児童養護施設・乳児院等連絡会
13	学識経験者	野村 武司	東京経済大学現代法学部 教授
14		新藤 こずえ	上智大学総合人間科学部 准教授

(令和5年11月10日現在、敬称略)